

## 相談窓口

子育て期（妊娠・出産・育児）等の相談を受け付けています。

たとえば、妊娠が分かったとしたらどうしますか。  
ひとりで悩んでいませんか。そんなときは当センターへご連絡ください。対面はもちろん電話又はメールでのご相談も受け付けています。個別面談をご希望の方は、ご予約の上でお越しください。



## 託児サービス

安心して研修会等にご参加いただけます。

夜間の研修会に参加したいけど、子どもを置いて行けないから・・・  
土日の講演会に参加したいけど、子どもの預け先がないから・・・  
という理由で研修会等の参加を諦めていませんか？ベビーシッターによる託児サービスを利用して、安心して研修会にご参加ください。

**申込対象** 研修会等を院内で開催する部署（個人申込不可）

**対象児** 生後6か月～小学校6年生

**定員** 1回の研修会で5名

**託児場所** 当センターが託児室を指定

**利用料金** 無料（当センター申込の場合）

**備考** 院内開催研修会等に対応、院外開催は非対応



## 病児・病後児保育 なのはな

2021年1月13日オープンしました。



神戸大学医学部附属病院は、教職員が利用することができる病児・病後児保育「なのはな」を、2021年1月13日開室しました。  
職員が勤務の都合により、家庭で病児を保育することが困難な場合、一時的にお預かりし保育を実施するものです。当院小児科医師と連携し、保育スタッフがマンツーマンで対応するため、安心して仕事に専念いただけます。

### 病児保育室の概要

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 定員      | 2名  |   |
| 保育場所    | はとぼっぼ保育所 横  |   |
| 保育時間    | 月～金曜日 午前8時～午後6時                                       |   |
| 休室日     | 土日祝、12月29日～1月3日、その他大学が指定する日                           |   |
| 対象      | 生後43日～小学校就学前まで<br>教職員、学生が養育するお子さんに限る                  |   |
| 登録方法    | 利用希望日の7営業日前までに<br>予約システムにて利用登録                        |   |
| 予約方法    | 利用希望日の前日～当日午前6時30分までに<br>予約システムにて予約                   |   |
| 料金      | 利用料金  | 3,000円（税込） ※食事・おやつはご用意ください                        |
|         | 延長料金  | 1時間につき2,000円（税込）                                  |
|         | キャンセル料金   | 1名につき2,000円（税込） 注）利用日の午前6時30分までの<br>手続きでキャンセル料金不要 |
|         | 支払方法  | 毎月26日 指定口座より引落し                                   |
| キャンセル方法 | 予約システムから24時間キャンセル可能<br>利用日の午前6時30分までに未手続きの場合はキャンセル料金要 |   |



※病児・病後児保育を利用希望の方は、事前登録が必要です。

※詳細はポスター及び下記のQRコードを読み取り専用WEBページをご確認ください。

※病児・病後児保育「なのはな」は、ファミリークラブ株式会社が運営を請け負います。



# 1. 育児支援

## 法律で定められた産休・育休制度

制度を有効にご活用ください。

家庭と仕事を両立するために、産休・育休をはじめとする様々な制度があります。家庭の事情を基に将来のキャリアプランを想定しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて有効にご活用ください。

### 産休

とは

産前休暇と産後休暇のこと

**産前休暇** 出産予定日の6週間前（多胎の場合は14週間前）から請求すれば取得できる

**産後休暇** 出産の翌日から8週間は、就業できない。産後6週間経過後、本人が請求し医師が認めた場合は就業できる

誰でも取得可

### 育休

とは

育児休業のこと

1歳に満たない子どもを養育する男女労働者は、職場に申し出ることにより子どもが1歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業できる

< 育児休業を取得できる方の範囲 >

※ 期間の定めのある労働契約で働く方は、申出時点において、以下の要件を満たすことが必要

- ①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されている
- ②子どもの1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれる
- ③子どもの2歳の誕生日の前日までに、労働契約の期間が満了しておりかつ、契約が更新されないことが明らかでない

< 育児休業を取得できない方の範囲 >

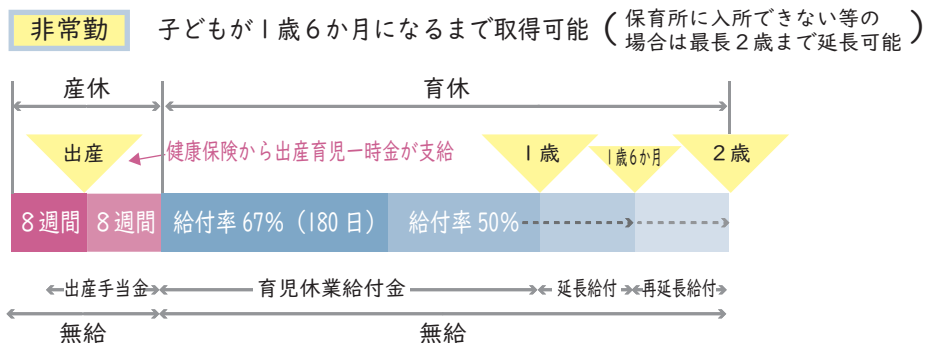
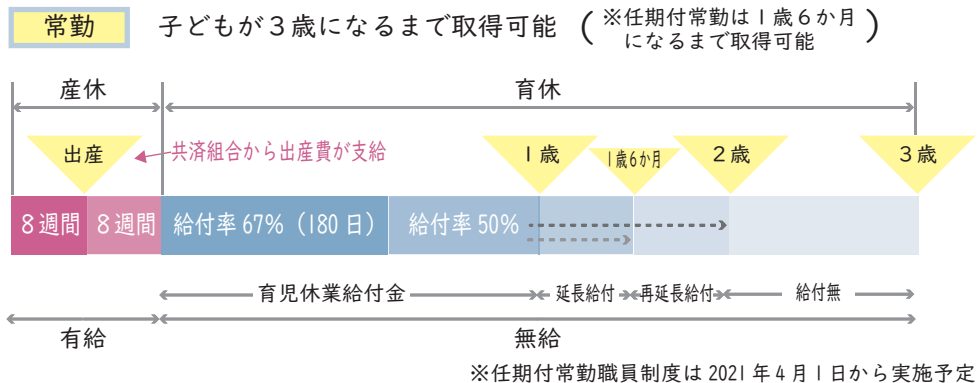
※ 以下の要件に該当する場合は、育児休業を取得できない

- ①雇用された期間が1年未満
- ②1年以内に雇用関係が終了する
- ③週の所定労働日数が2日以下

※ 日々雇用される方は育児休業を取得できない

取得要件有

## 神戸大学の産休・育休制度



支給・給付概要 詳細は総務課福利厚生係へお問合せください

### 出産手当金

**【制度の概要】**  
健康保険の被保険者が、出産のため休職した際に、休職期間中に給与が出ない場合、生活保障のために支給される

**【支給期間】**  
出産日以前42日（多胎妊娠は98日）から出産日後56日までの間、仕事をしなかった期間に支給対象

**【支給額】**  
標準報酬月額のおよそ3分の2

### 育児休業給付金

**【制度の概要】**  
雇用保険の被保険者が、1歳（最長2歳）に満たない子を養育するために育児休業をした場合に一定の要件を満たすと支給される

**【支給期間】**  
例1) 子が1歳になるまで育児休業を取得の場合  
→子が1歳に達する日の前日までの期間  
例2) 保育所に入所できない等の場合  
→最長2歳に達する日の前日までの期間

**【支給額】**  
育休開始180日目までは賃金の67%（それ以降は50%）

※上記は一例です。上記通りにならない場合があります。

# 1. 育児支援

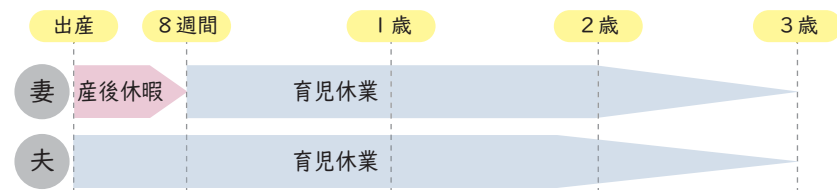
## 神戸大学の男性の子育て支援制度

父親が育児休業を取得する場合、タイミングや期間について、それぞれの家庭の事情や制度等を基に検討する必要があります。「育児休業を取得したい理由」や「妻をどうサポートできるのか」などを夫婦で話し合ってみてはいかがでしょうか。以下の取得例をご参考にしてください。

※任期付常勤職員制度は2021年4月1日から実施予定

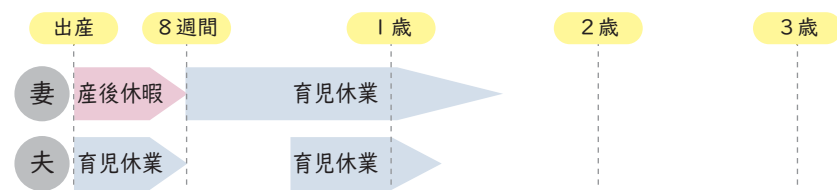
### 1 出産日から取得して一緒に子育て

常勤：最長3年（子の3歳の誕生日の前日まで）  
 任期付常勤：最長1年6か月（子が1歳6か月の前日まで）  
 非常勤：最長1年6か月（子が1歳6か月の前日まで）



### 2 出産直後とその後の2回に分けて取得

妻の産後8週間以内に育休を取得した場合、期間内であれば再取得が可能



### 男性の特別休暇

| 休暇種類         | 対象 | 日数   | 取得期間  |
|--------------|----|------|---|
| 配偶者出産休暇      | 男性 | 2日   | 出産するために入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまで             |
| 男性の育児参加休暇    | 男性 | 5日   | 妻の出産6週間（多胎14週間）前から8週間を経過する日まで（第一子の場合は出生後から） |
| 不妊治療休暇       | 男女 | 年10日 | 不妊治療を行う場合、入院又は通院するため勤務しないことが相当であると認められるとき   |
| ワークライフバランス休暇 | 男女 | 年3日  | 常勤 1月1日から12月31日まで<br>非常勤 4月1日から3月31日まで      |

## 職場復帰後の支援制度

子育てと仕事の両立をサポートします。

### 育児のための制度

|         | 育児短時間勤務  | 育児時間                               | 保育時間                     |
|---------|--|------------------------------------|--------------------------|
| 利用期間    | 小学校3年生まで   | 小学校3年生まで                           | 満1歳まで                    |
| 勤務時間    | 週の勤務時間は、20・24・25時間の何れか（週3日・4日の勤務可）   | 1日の勤務時間は、6・6.5・7・7.5時間の何れか（週5日の勤務） | 1日30分を2回<br>又は<br>1時間を1回 |
| 取得期間の単位 | 1月以上1年以下   | 1日単位<br>（朝夕分割取得も可）                 | 1日単位                     |
| 請求時期    | 1か月前まで   | 1か月前まで                             | あらかじめ                    |
| 手続き     | 育児短時間勤務申出書を職員係へ提出  | 育児時間申出書を職員係へ提出                     | 特別休暇簿に必要事項を記入して所属長へ提出    |
| 併用      | <ul style="list-style-type: none"> <li>育児短時間勤務と育児時間は併用不可</li> <li>育児短時間勤務と保育時間は併用可</li> <li>育児時間と保育時間は併用可</li> </ul> |                                    |                          |
| 給与      | 勤務時間数に応じた額   | 育児時間の時間数について、俸給の月額及び諸手当を減額         | 特別休暇<br>常勤：有給<br>非常勤：無給  |
| 備考      | <ul style="list-style-type: none"> <li>1年毎の更新</li> <li>利用辞退後の1年間は利用不可</li> </ul>                                     | 労働時間の始め又は終わりに1日30分単位で2時間を上限に取得可    | —                        |

※小学校入学後も本制度を利用の場合は、共済組合から社会保険へ移行

### 子の看護休暇

- ・利用期間：満9歳の年度末
- ・利用日数：1年につき5日まで（子が2人以上であれば10日）
- ・給与：特別休暇（常勤・任期付常勤：有給、非常勤：無給）

# 1. 育児支援

## 神戸大学の子育て支援制度

色別分類

|    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 常勤 | 任期付常勤 | 非常勤 | 常勤・非常勤 |
|----|-------|-----|--------|

【有】有給

【無】無給

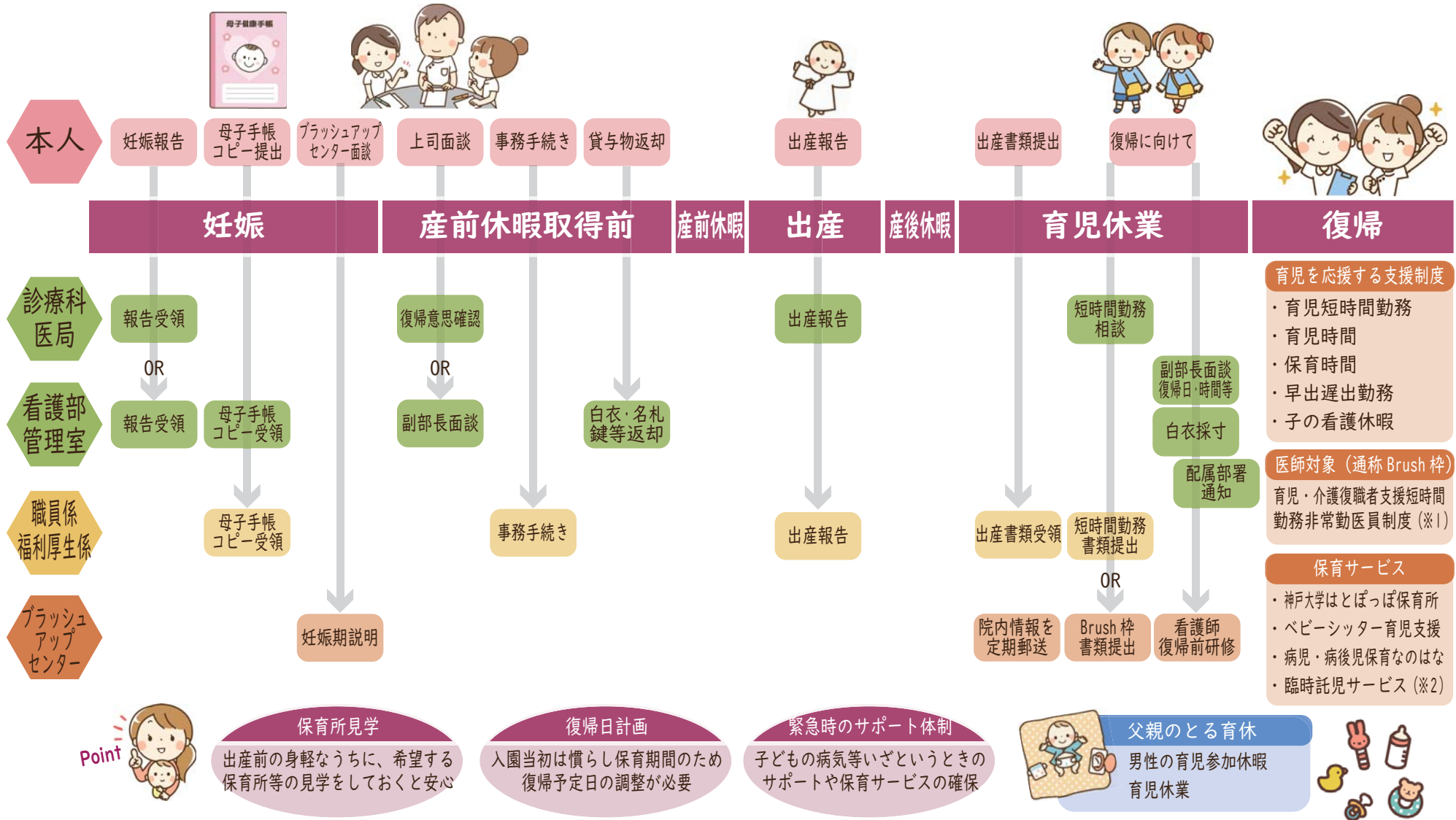
注) 詳細は各種規程を参照

注) 任期付常勤職員制度は2021年4月1日から実施予定

注) ※ 男性は子の出生日以降

| 対象  | 勤務形態   | 妊娠～出産～産後休暇までの期間 |              |                    |    |         |                         | 育児期間                                 |       |    |             |               |                |
|-----|--------|-----------------|--------------|--------------------|----|---------|-------------------------|--------------------------------------|-------|----|-------------|---------------|----------------|
|     |        | 妊娠              | 予定日の<br>8週間前 | 予定日の<br>6週間前       | 出産 | 産後2週間   | 産後8週間                   | 1歳                                   | 1歳6か月 | 3歳 | 6歳<br>(就学前) | 9歳<br>(小学3年生) | 12歳<br>(小学6年生) |
| 女性  | 常勤     | 【有】健康診査のための時間   |              |                    |    |         |                         |                                      |       |    |             |               |                |
|     | 非常勤    | 【無】健康診査のための時間   |              |                    |    |         |                         |                                      |       |    |             |               |                |
|     | 常勤     | 【有】通勤緩和(1日1時間)  |              |                    |    |         |                         |                                      |       |    |             |               |                |
|     | 非常勤    | 【無】通勤緩和(1日1時間)  |              |                    |    |         |                         |                                      |       |    |             |               |                |
|     | 常勤・非常勤 | 【有】休憩及び補食       |              |                    |    |         |                         |                                      |       |    |             |               |                |
|     | 常勤・非常勤 | 業務の軽減及び有害な業務の制限 |              |                    |    |         |                         |                                      |       |    |             |               |                |
|     | 常勤     |                 | 【有】産前休暇      |                    |    | 【有】産後休暇 |                         |                                      |       |    |             |               |                |
|     | 非常勤    |                 | 【無】産前休暇      |                    |    | 【無】産後休暇 |                         |                                      |       |    |             |               |                |
|     | 常勤     |                 |              |                    |    |         |                         | 【無】育児休業                              |       |    |             |               |                |
|     | 任期付常勤  |                 |              |                    |    |         |                         | 【無】育児休業                              |       |    |             |               |                |
| 非常勤 |        |                 |              |                    |    |         | 【無】育児休業                 |                                      |       |    |             |               |                |
| 男性  | 常勤     |                 |              | 【有】配偶者出産休暇(特休2日)   |    |         |                         |                                      |       |    |             |               |                |
|     | 非常勤    |                 |              | 【無】配偶者出産休暇(特休2日)   |    |         |                         |                                      |       |    |             |               |                |
|     | 常勤     |                 |              | 【有】男性の育児参加休暇(特休5日) |    |         |                         |                                      |       |    |             |               |                |
|     | 非常勤    |                 |              | 【無】男性の育児参加休暇(特休5日) |    |         |                         |                                      |       |    |             |               |                |
|     | 常勤     |                 |              | 【無】育児休業            |    |         |                         |                                      |       |    |             |               |                |
|     | 任期付常勤  |                 |              | 【無】育児休業            |    |         |                         |                                      |       |    |             |               |                |
| 非常勤 |        |                 | 【無】育児休業      |                    |    |         |                         |                                      |       |    |             |               |                |
| 男女  | 常勤     |                 |              |                    |    |         |                         | 【有】保育時間※                             |       |    |             |               |                |
|     | 非常勤    |                 |              |                    |    |         |                         | 【無】保育時間※                             |       |    |             |               |                |
|     | 常勤・非常勤 |                 |              |                    |    |         |                         | 【有】育児短時間勤務(20・24・25時間/週) ※           |       |    |             |               |                |
|     | 常勤・非常勤 |                 |              |                    |    |         |                         | 【有】育児時間(6・6.5・7.7.5時間の何れか/日) ※       |       |    |             |               |                |
|     | 常勤     |                 |              |                    |    |         |                         | 【有】子の看護休暇(特休1年に5日まで) ※               |       |    |             |               |                |
|     | 非常勤    |                 |              |                    |    |         |                         | 【無】子の看護休暇(特休1年に5日まで) ※               |       |    |             |               |                |
|     | 常勤・非常勤 |                 |              |                    |    |         |                         | 【有】早出遅出勤務(7時～22時の間で就業時間を繰り上げ、繰り下げ) ※ |       |    |             |               |                |
|     | 常勤・非常勤 |                 |              |                    |    |         |                         | 時間外労働・深夜労働の制限 ※                      |       |    |             |               |                |
| 非常勤 |        |                 |              |                    |    |         | 【有】育児・介護復職者支援短時間勤務非常勤医員 |                                      |       |    |             |               |                |

## 妊娠から復帰に向けて



※1) 育児・介護復職者支援短時間勤務非常勤医員制度：通常の短時間勤務制度とは別に当センターが独自に設けている医師専用の制度です。

※2) 臨時託児サービス：院内で開催の講演会・研修会に参加される際にご利用いただけます。